

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成24年2月29日以降)

1. 労働契約法の改正【別紙1】

有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するため、平成23年12月に労働政策審議会で建議「有期労働契約の在り方について」をとりまとめた。(平成23年12月26日)

この建議を踏まえ、

- ① 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みの導入（無期転換ルール）
- ② 最高裁判例で確立した「雇止め法理」の法定化
- ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

を内容とする「労働契約法の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出している。(平成24年2月29日：労働条件分科会において諮問、3月16日：答申、3月23日：国会提出)

2. 有機溶剤中毒予防規則等の一部改正【別紙2】

化学物質に起因する労働災害（休業4日以上）が、毎年600～700件程度発生しているが、化学物質を取り扱う工程も多様化・複雑化している中、化学物質による労働災害を防止するためには、リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進が必要である。

このため、有害物の発散防止抑制措置が局所排気措置等に限られていたものを、空気中の有害物の濃度を一定値以下に抑制できることを所轄労働基準監督署長が審査し、許可した場合は、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を認めることにした。

また、労働者が自らの事業場の作業環境を容易に確認できる仕組みになっていなかったことから、化学物質の作業環境測定を実施した後は、作業環境の評価結果や対処方針について、労働者等へ周知しなければならないことにした。

(平成24年3月27日：安全衛生分科会において諮問・答申。平成24年4月2日公布、平成24年7月1日施行)

3. 除染電離則の改正【別紙3】

避難区域の線引きの変更により定められた避難指示解除準備区域では、除染等業務以外の生活基盤の復旧業務等が順次開始される。しかしながら、平成24年1月

1日に施行された除染電離則は、除染等業務に従事する労働者のみを対象としているため、除染等業務以外の復旧業務等に従事する労働者に適用されなかった。このため、除染電離則の一部を改正し、除染電離則の適用対象を広げ、作業形態に応じ、適切に労働者の放射線による健康障害を防止するための措置を義務付けた。

(平成24年5月29日：安全衛生分科会において諮問・答申。平成24年6月15日公布、平成24年7月1日施行)

4. 介護（補償）給付の最高額・最低額引下げ及び障害（補償）年金の 手続簡素化【別紙4】

労働者災害補償保険法の規定に基づき支給する介護（補償）給付の最高限度額・最低保障額について他制度の介護関係の給付額（人事院の国家公務員の給与勧告率に応じ改定）との均衡を考慮して引下げを行った。併せて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定に基づき支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に引下げを行った。

また、障害（補償）年金受給権者については、各年度の定期報告書の提出の際に住民票の写し又は戸籍の抄本を添付していただいているが、平成24年度以降の障害（補償）年金受給権者の定期報告書について、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報が得られたときには、これらの書類の添付を省略することにした。

(平成24年3月12日：労働条件分科会労災保険部会において諮問・答申。同年4月1日施行)

【参考】 分科会等開催実績（2/29～7/30）

- ・ 労働条件分科会 3/16
- ・ 労働条件分科会労災保険部会 3/12
- ・ 安全衛生分科会 3/27、5/29、6/26、7/23
- ・ 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 3/7

労働契約法の一部を改正する法律案の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日: 2については公布日。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令 (平成24年厚生労働省令第71号) 概要

別紙②

多様な発散防止抑制措置の導入

有機則、特化則、鉛則において設置が義務付けられている密閉設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置(以下「局排等」という。)について、局排等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長(以下「署長」という。)の許可を受けて、局排等を設けないことができること。

1 許可申請のための局排等の設置の特例

事業者は、局排等以外の発散防止抑制措置^{※1}に係る許可を受けるため、作業環境測定を行うときは、次の措置を講じた上で、局排等を設けないことができること。

ア 必要な能力を有すると認められる者^{※2}に当該発散防止抑制措置により有害物が作業場へ拡散しないこと及び当該措置により危険又は健康障害を生ずるおそれのないものであることを確認させること。

イ 労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

※1 「発散防止抑制措置」には、有害物を吸着、分解等することにより濃度を低減させるもの、気流を工夫することにより有害物の蒸気の発散を防止するもの、冷却することにより空気中の有害物の濃度を低減させるもの等が含まれること。

※2 必要な能力を有すると認められる者には、3年以上労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。)としてその業務に従事した経験を有する者等があること。

2 発散防止抑制措置による局排等の設置の特例等

事業者は、発散防止抑制措置を講ずることにより作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、署長の許可を受けて、局排等を設けないことができることとするとともに、当該許可を受けようとする場合の申請方法等について定めたこと。

また、許可を受けた後に申請時の内容に変更があるときの署長への報告、作業環境測定の結果が第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるとき^{※3}の措置等について定めたこと。

※3 発散防止抑制措置として設置された設備等のレイアウトや有機溶剤、鉛等、特定化学物質の消費量に大幅な変更があった場合等があること。

※4 特例の許可、取消については別途定める要領に基づき処理すること。なお、当分の間、本省に設置する専門家検討会で審査を行うので、その検討結果を踏まえ処理すること。

作業環境測定の評価結果等の労働者への周知

事業者は、作業環境測定を行い、第二又は第三管理区分に区分された場合には、作業環境測定の評価の記録、当該評価に基づく措置の内容等について、労働者に周知しなければならないこと。

※5 周知の対象には直接雇用関係にある産業保健スタッフ及び派遣労働者が含まれること。

※6 周知に当たっては併せて説明を行うことが望ましいこと。

※7 規制対象とされていない有害物が併用されている場合、仮に規制対象物の作業環境測定の結果が第一管理区分であっても、呼吸用保護具着用等の措置が必要であることについて説明を行うことが望ましいこと。

新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

別紙③

原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

「避難指示解除準備区域」は、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。

除染電離則を改正し、適用を拡大。

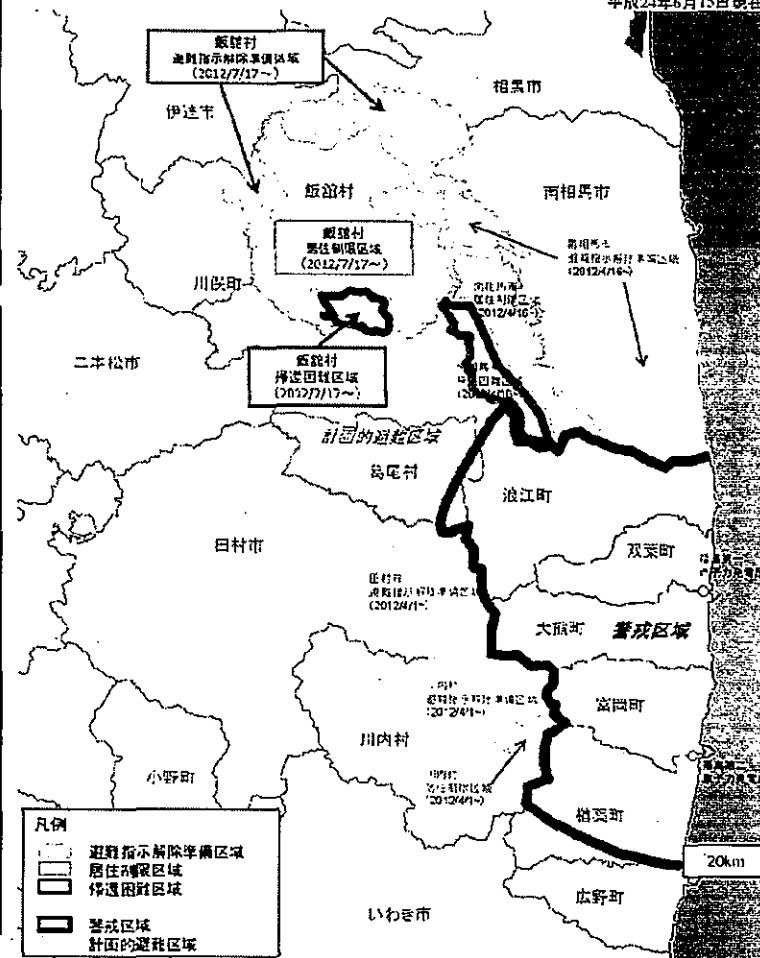
- 土壌の除染等業務、廃棄物収集等業務（改正前）
 - 除染特別地域（避難指示区域）、汚染重点調査地域（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の地域）
- 特定汚染土壌等取扱業務（ 1万Bq/kg 超の土壌等取扱）
 - インフラ復旧、営農・営林（主に $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の地域。避難区域外も含まれる）
- 特定線量下業務（空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超での業務）
 - 測量等、運輸業、屋内産業（製造業、病院・福祉施設、商業。居住制限区域で再開した場合は該当の可能性が高い。）

空間線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	■ 特定線量下業務	■ 特定汚染土壌等取扱業務	共通事項	
	●被ばく線量管理 ●被ばく低減措置 ●特別教育 ●健康管理	●線量管理 ●被ばく低減措置 ●健康管理		●被ばく 低減措置 ●汚染拡大、 内部被ばく 防止措置 ●特別教育
	●線量管理等不要	●線量管理 ($2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の 場所での作業が 見込まれる者に 限る)		
2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 週40時間 52週換算で 年間5mSv	※農業従事者等自営業者、個人事業者は、線量管理等の実施が困難なため、この範囲内とすることが望ましい。 ※製造業、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ除染作業を実施し、原則として線量管理を行う必要がない空間線量率(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下)で作業に就かせる。			
0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 24h換算で 年間1mSv				
	1万Bq/kg(放射性物質の下限値)		汚染土壌の放射性物質濃度(Bq/kg)	

警戒区域と避難指示区域の概念図

参考資料1

平成24年6月15日現在



労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する 特別措置法施行規則の改正について

概要

- ① 労働者災害補償保険法の規定に基づき支給する介護(補償)給付の最高限度額及び最低限度額について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の額(人事院の国家公務員の給与勧告率に応じ改定)との均衡を考慮して、引き下げを行った。併せて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定に基づき支給する介護料の最高限度額及び最低限度額についても、同様に引き下げを行った。
- ② 障害(補償)年金受給権者については、各年度の定期報告書の提出の際に、住民票の写し又は戸籍の抄本を添付していただいているが、平成24年度以降の障害(補償)年金受給権者の定期報告書について、住民基本台帳ネットワークシステムにより、本人確認情報が得られたときには、これらの書類の添付を省略することにした。

改正の内容

① ()内は平成23年度の額

労災法上の 介護補償給付	最高限度額	最低限度額
常時介護を 要する者	104, 290円 (104, 530円)	56, 600円 (56, 720円)
随時介護を 要する者	52, 150円 (52, 270円)	28, 300円 (28, 360円)

炭鉱災害一酸化炭素中毒症 特措法上の介護料	最高限度額	最低限度額
常時監視及び介助を必要とする者	104, 290円 (104, 530円)	56, 600円 (56, 720円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	78, 220円 (78, 400円)	42, 450円 (42, 540円)
常時監視を要するが、通常は 介助を要しない者	52, 150円 (52, 270円)	28, 300円 (28, 360円)

- ② 障害(補償)年金受給権者が定期報告を行うに当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、当該受給権者の本人確認情報が得られたときには、その住民票の写し又は戸籍の抄本を添付することを不要とすること。

※ 平成24年4月1日施行